

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、株主をはじめとするすべてのステークホルダーにとって企業価値を最大にすること、経営の効率性、透明性を向上させることをコーポレートガバナンスの基本方針・目的としております。このため、企業倫理と遵法を徹底すること、内部統制システムの整備・強化及び経営の客観性及び迅速な意思決定を確保することを主な課題として取り組んでおります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、JASDAQ上場企業としてコーポレートガバナンス・コードの基本原則をすべて実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
野口 緑	1,322,300	25.01
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(リテール信託口620090802)	654,000	12.37
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(リテール信託口620090803)	606,000	11.47
S・TEC株式会社	423,500	8.01
資産管理サービル信託銀行株式会社(信託E口)	155,500	2.94
原田 千壽	145,700	2.76
三瓶 秀男	130,800	2.47
株式会社広美	80,000	1.51
CSSグループ従業員持株会	65,900	1.24
楽天証券株式会社	58,700	1.11

支配株主(親会社を除く)の有無更新	——
親会社の有無	なし

補足説明	
------	--

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	9 月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

当社は、コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える親会社や上場子会社を有しておらず、その他の特別な事情についても該当事項はありません。

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	10 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
山館 博康	他の会社の出身者											
越智 敦生	公認会計士											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
山館 博康	○	○	——	山館氏は、長年にわたり会社経営に携わっており、その経歴から企業経営の豊富な経験・知識、高い見識を有しており、併せて当社監査役を歴任し、監査に対する深い知識と経験を有していることから、社外取締役(監査等委員)として客観的・中立的立場から、取締役会における議案の審議等につき、有益な助言や適切な監査・監督を行っていただけるものと判断しております。同氏は独立性の高い取締役であります。
越智 敦生	○	○	——	越智氏は、公認会計士としての豊富な経験、幅広い知識、高い見識を有しており、社外取締役(監査等委員)として客観的・中立的立場から、取締役会における議案の審議等につき、有益な助言や適切な監査・監督を行っていただけるものと判断しております。また、東京証券取引所が定める独立役員の独立性基準及び開示加重要件のいずれにも抵触しておらず、一般株主との間で利益相反が生じるおそれがないと判断しております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	1	1	2	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	なし
----------------------------	----

現在の体制を採用している理由

監査等委員会は、内部監査部門との連携により監査を実施することから、監査等委員会の職務を補助すべき使用人を設けておりません。ただし、監査等委員会が使用人を必要とする場合には、協議し十分検討いたします。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員会は、会計監査人と定期的に情報や意見交換の実施ならびに監査結果の報告を受けるほか、適宜会計監査人による監査に立ち会うなど、連携の強化を図っております。また、内部監査部門と定期的に会合を行っており、活動状況の把握、情報共有、意見交換を通じ相互連携を図っております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし
--------------------------------	----

【独立役員関係】

独立役員の人数	2名
---------	----

その他独立役員に関する事項

当社では、東京証券取引所の定める独立役員の独立性に関する基準を参考にしながら、社外取締役が業務執行者をつとめる法人・団体との取引関係を勘案のうえ、社外取締役を選任しております。なお、監査等委員である社外取締役2名は、いずれも当社の主要株主、顧客、取引先その他の利害関係者との間に何らの取り決めもありません。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する 施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入
-------------------------------	-----------------------------

該当項目に関する補足説明

当社は、当社の役員に対する報酬と当社の株価や業績との連動性を高め、適正な会社経営を通じて株価上昇及び業績向上への意欲や士気を高めることを目的とし、平成16年12月19日、平成17年12月18日の定時株主総会の承認可決に基づき、株式報酬型のストックオプションを付与しております。また、当社および当社子会社の役員に対し、平成27年12月18日の定時株主総会の承認可決に基づき、業績連動型報酬制度を導入いたしました。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、社外取締役
-----------------	-------------

該当項目に関する補足説明

上記のストックオプションは、当社の取締役及び監査等委員である取締役の地位を喪失した日の翌日から行使できるものとし、現在、取締役1名、監査等委員である社外取締役1名が保有しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明	更新
--------------	----

有価証券報告書および事業報告において、取締役および監査役へ支払った報酬の総額を記載しております。
平成28年9月期に支払った当社の役員報酬は、取締役8名(監査等委員・社外取締役を除く)に対し179百万円、取締役(監査等委員)3名に対して11百万円、その内、社外取締役2名に対して5百万円、監査役3名に対して3百万円、その内、社外監査役2名に対して1百万円であります。(監査役に対する支給額は監査等委員会設置会社以降前の期間に係るものであり、取締役(監査等委員)に対する支給額は監査等委員会設置会社以降後の期間に係るものであります。また、取締役(監査等委員・社外取締役を除く)の報酬には、株式報酬として、当事業年度末における役員株式給付規程に基づき株式給付引当金の繰入額11百万円が含まれております。)

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等の総額につきましては、平成27年12月18日開催の第31期定時株主総会において年額300百万円以内、監査等委員である取締役の報酬等の総額につきましては、平成27年12月18日開催の第31期定時株主総会(以下「本株主総会」といいます。))において年額40百万円以内と決議いただいております。また、本株主総会において、上記報酬限度額とは別枠で、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に資することを目的として、取締役(監査等委員である取締役を除く)に対し業績連動型株式報酬制度を導入し、連続する4事業年度(当初は平成28年9月末日で終了する事業年度から平成31年9月末日で終了する事業年度とし、以降、信託が終了するまでの各4事業年度)ごとに信託へ提出する金額の上限は65百万円とし、各事業年度に関して取締役(監査等委員である取締役を除く)が給付を受けることができる株式数を算定する基礎となる金額の上限は1事業年度あたり11.25百万円とする旨が決議されております。
個別の報酬等の額は、会社の業績等を勘案し、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等の額は取締役会決議にて、監査等委員である取締役の報酬等の額は監査等委員である取締役の協議にて決定しております。

【社外取締役のサポート体制】

監査等委員である社外取締役に対しては、毎月開催される監査等委員会において常勤の監査等委員から重要事項が報告されており、監査等委員全員が、適宜、監査等委員でない取締役との面談を実施して情報共有及び意思疎通を図っております。
また、現在、監査等委員である社外取締役の職務を補助する専属の使用人は置いていませんが、適宜内部監査部門の使用人が補助に当たっております。なお、監査等委員である取締役が専属の使用人の設置を求めた場合、適切な人物を専属の使用人として選任し、その補助業務を行わせることとします。

2. 業務執行、監査・監督、指名・報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

- (1) 取締役会
取締役会は、意思決定のスピード化と経営施策遂行における透明性確保の観点から、月1回以上開催しております。必要に応じて関係幹部も出席し、経営状態の報告、施策の徹底、必要な決議などを行っております。
- (2) 監査等委員会
監査等委員である取締役は3名体制とし、監査・監督機能の強化を図っております。そのうち社外取締役は2名であり、常勤の監査等委員は1

名であります。常勤の監査等委員は取締役会をはじめとする重要な会議に出席するとともに、重要な決裁書類の閲覧などを実行することにより、経営全般に関する客観的かつ公正な意見陳述を行い、取締役の職務執行を監視できる体制を構築しております。

(3) 監査の状況

常勤の監査等委員は、取締役会をはじめとする重要な会議に出席するとともに、重要な決裁書類の閲覧などを実行することにより、経営全般に関する客観的かつ公正な意見陳述を行い、取締役の職務執行を監視できる体制となっております。また、監査等委員会は会計監査人と定期的に情報や意見交換の実施ならびに監査結果の報告を受けるほか、適宜会計監査人による監査に立ち会うなど、連携の強化を図っております。

会計監査につきましては、有限責任 あずさ監査法人を会計監査人として選任し、各期末、四半期末毎に会計監査を受けております。なお、同監査法人ならびに当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員と当社との間には特別な利害関係はありません。

(4) コンプライアンス委員会

代表取締役社長指導の下、グループ各社に各社社長を委員長とするコンプライアンス委員会を組織し、定例的に招集し、経営の根幹を形成するコンプライアンス、リスク管理、CSR等コーポレート・ガバナンス上の重要事項を審議しております。また、企業経営の基本方針となるCSSグループ倫理規程及びコンプライアンス規程を制定の上、代表取締役がその精神をグループ全社の取締役及び使用人に継続的に伝達し、法令遵守と社会倫理の遵守を企業活動の原点とすることを徹底しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、議決権を有する監査等委員である取締役により構成される監査等委員会を設置し、監査機能および取締役会の監督機能をより一層強化することで、コーポレート・ガバナンスの更なる充実を図ることを目的として、監査等委員会設置会社の体制を選択しております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	法定期日以前に発送しております。
集中日を回避した株主総会の設定	毎年、株主総会集中日と予測される日以外で設定しております。
その他	当社、株主総会において、事業報告の内容を映像化し、株主の皆様に対するわかりやすい説明を心がけております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ホームページに掲載しております。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	当社は、アナリスト・機関投資家向けの決算説明会を、年2回(第2四半期決算終了後、本決算終了後)定期的に開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社、決算短信、有価証券報告書、決算説明会資料、株主通信をはじめとするIR資料を、できる限りタイムリーに当社ホームページに掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IRに関しては、グループ経営管理室が担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、株主をはじめとするすべてのステークホルダーにとって企業価値を最大にすること、経営の効率性、透明性を向上させることをコーポレートガバナンスの基本方針・目的としております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社、コンプライアンス体制を一段と強化すべく、代表取締役自ら議長となり、CSR委員会を組織しております。同委員会は、経営の根幹を形成するコンプライアンス、リスク管理など、コーポレート・ガバナンス上の重要な事項を審議するとともに、経営の基本方針となる「行動規範」を制定の上、代表取締役がその精神をグループ全体の取締役及び従業員に継続的に伝達し、法令並びに社会倫理の遵守を企業活動の原点とすべく、精力的な啓蒙活動を行っております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、ステークホルダーの皆さまに公平で正確な情報を適時開示するため、金融商品取引法の諸法令及び証券取引所の定める諸規則にそってディスクロージャーを行っています。情報開示にあたっては常に公平性を最大限尊重し、ステークホルダーの皆さまとの適切なコミュニケーションの機会を提供することを方針としています。

IV内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務並びに会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制について、以下のとおり決定しております。

- (1) 当社及び当社子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
取締役及び使用人が法令及び定款を遵守し、職務を遂行できるように、当社及び当社子会社においては、会社法等法令に基づく諸機関の設置に加え、当社代表取締役社長指導の下、グループ各社に各社社長を委員長とするコンプライアンス委員会を組織し、定例的に招集する。同委員会は、経営の根幹を形成するコンプライアンス、リスク管理、CSR等コーポレート・ガバナンス上の重要事項を審議する。
また、企業経営の基本方針となるCSSグループ倫理規程及びコンプライアンス規程を制定の上、当社代表取締役がその精神をグループ各社の取締役及び使用人に継続的に伝達し、法令遵守と社会倫理の遵守を企業活動の原点とすることを徹底する。さらに、グループ内に内部通報制度を継続的に機能せしめ、弁護士事務所及び税理士事務所とも顧問契約を結び、コンプライアンス体制の強化・補完を図ることとする。
- (2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役会及びその他の重要な会議の議事録、稟議書、その他取締役の職務の執行に係る情報は、文書又は電磁的媒体に記録し、法令、定款及び社内規程に基づき、適切に保存・管理する。
また、情報管理及び個人情報保護については、各々の管理規程に定める。
- (3) 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社及び当社子会社では、取締役会が経営に関わる全般的リスク管理を所管し、取締役会での協議を経て、管理部門担当役員が統括責任者となり、具体的リスク管理の徹底を図る。
様々なリスクを体系的・効率的に管理するべく、既存の「安全衛生管理規程」、「債権管理規程」、「インサイダー取引防止に関する規程」等に加え、新たなリスク発生に際しては、適宜必要なリスク管理規程を制定するとともに、グループ各社は当社制定「リスク管理の指針」に基づき要領・手続を制定し、リスク管理に万全を期すこととする。
- (4) 当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社及び当社子会社は、定期的に開催する定時取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、重要事項の決定、経営戦略、事業計画の執行および監視に関する意思決定を行う。
当社の取締役会では、CSSグループ各社の経営、運営に係る重要事項の報告を受け、業務の執行状況の監査、予算実績管理等を行い、経営及び業務の執行の効率と効果を確保することとする。
- (5) 当社並びにその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
関係会社の管理は、「関係会社管理規程」に基づき管理部門担当役員が統括する。当社は、「関係会社管理規程」に従い、当社グループ会社に対してその業績状況、決算状況等を、定期的・継続的に当社へ報告させることとする。
当社取締役会は、関係会社の自主性を尊重しつつ会社の業務内容の定期的な報告を受け、重要案件についてはその内容について事前協議を行い、子会社の取締役会にて協議することにより、子会社の取締役の職務の執行の効率並びに業務の適正を確保する。
当社取締役会は、グループ管理体制の課題や問題を的確に把握し、その改善を実行する。
監査等委員会は、内部監査部門と連携し定期又は適宜にグループ管理体制を監査し、監査等委員は、必要に応じて、取締役会にて当該監査の内容を報告することとする。
- (6) 当社及び当社子会社の取締役(監査等委員である取締役を除く)及び使用人が監査等委員会に報告するための体制及び当該報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制、並びに当社における監査が実効的に行われることを確保するための体制
当社グループの取締役及び使用人は、その他の取締役及び使用人の職務の執行に關し不正の行為又は法令もしくは定款に違反する事実があることを発見もしくは認知した場合、その事実を法令並びに社内規程に基づき当社の監査等委員会に報告することとする。
また、当社グループの取締役及び使用人は、その他の取締役及び使用人が会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見もしくは認知した場合、その事実を法令及び社内規程に基づき監査等委員会に報告することとする。監査等委員会に報告をしたこれらの者は、当該報告をしたことを理由として、不利な取扱いを受けないものとする。
常勤の監査等委員は取締役会その他の重要な会議に出席するとともに、取締役会の付議事項、決定事項、重要な会計方針や会計基準、内部監査の実施状況、その他会社の重要事項等会社の業務執行に関わる文書を閲覧し、取締役及び使用人に説明を求めることができる。
監査等委員会は、代表取締役及び会計監査人と定期的に会合を持ち、会社が対処すべき課題や監査上の重要事項について意見交換をする。
当社の社外取締役以外の監査等委員である取締役が子会社の監査役を兼任して監査を行うことにより、グループ各社の監査の実効性を確保する。
- (7) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該指示の実効性の確保に関する事項並びに当該使用人の当社の他の取締役からの独立性に関する事項
監査等委員会がその職務を遂行する上で監査等委員会を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会はコンプライアンス、CSR等内部統制の確保について、監査等委員会と協議の上、監査等委員会を補助すべき使用人を置く。
監査等委員会を補助する使用人は、監査等委員会が指定する補助すべき期間においては監査等委員会の指揮権の下に置かれ、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の指揮命令は受けないものとして、監査等委員会の指示の実効性を確保する。
- (8) 監査等委員の職務の執行について生ずる費用等の処理に係る方針に関する事項
監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続、その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理については、当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、監査等委員の請求により当該費用又は債務を処理するものとする。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切関係を持たず、全ての取締役、監査役及び従業員に対して反社会的勢力及びその関係者や団体との接触や取引など一切の関わりを禁止することを基本方針とする。
反社会的勢力及びその関係者や団体からの接触があった場合は、直ちに顧問弁護士や所轄警察署と連携し、毅然とした姿勢で組織的かつ法令に即して対応する。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

